

笠置町監査委員告示第5号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年9月16日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和4年7月19日(火)
		午前9時から午後0時15分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監	査	対
象		1 介護保険事業について
		2 新型コロナウイルス感染症対策について
		3 四季彩祭実行委員会について
		4 庁舎の耐震工事について
		5 令和3年6月の出納状況について
収	受	資
料	等	笠置町四季彩祭実行委員会規約

2. 監査内容

令和3年度定期監査において監査委員より指摘した事項に対する各課の対応状況及び第4次笠置町総合計画が新たに策定された上での令和4年予算執行に向けて、その予算計上にどのような特色があるのか、またどのような施策を講じられよ

うとしているのか考え方とともに意気込みを伺うべく 4 月に定期監査を設定したものであるが、時間の関係で十分に聞き取りができなかった内容について改めて伺うこととした。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【1 介護保険事業について】

介護保険制度を維持するためには、介護給付費を抑制する必要がある、そのために、おたっしゃくらぶや住民主体の通いの場事業等の介護予防に力を入れているとのことであったが、各種事業を単に実施するだけで終わるのではなく、実施したことに伴う利用者実態の把握や成果・効果についての検証・評価を行い、予算編成や事業改善等に適宜反映を図っていただきたい。成果・効果についての検証・評価については、定量的な指標が見当たらず困難な側面を有するが事業実施と併せて考えないことには、趣旨がなおざりになってしまうことが懸念されるため、担当課として考えられる範囲で模索していただき、翌年度の監査において報告を期待したい。

例えばチャレンジショップ等を活用して、高齢者の方が自分たちで生産した農作物等を出品できるようにすることで、一定の対価に変えることができるとともに、自分の生産した農作物が誰かに必要とされているという高揚感等をもたらすことができることから、上記のような仕組を構築することも一つの介護予防の施策となり得るのではないか。

次に、介護保険事業計画を令和3年度4年度で策定するとのことであるが、法定的なものだと割り切ってルーティンワークで策定するのではなく、利用者のニーズを十分に汲み取り実践的な活きた計画となるよう笠置町ならではのコンセプトを示してもらいたい。

【2 新型コロナウイルス感染症対策について】

本件については、新型コロナウイルス感染症罹患に係る放課後児童クラブの利用可否について、保健所と包括支援センターとで回答に差異があったことから、連絡体制の再構築をしたと伺っているが、一番の問題は利用者の方が、コロナ差別と受け取ってしまった行政の対応にある。根幹を十分に理解した上で、対応策を考えな

いことには町民と行政の距離が乖離することに繋がることから、町がイニシアチブを取り、町民のことを想い、より住み良い町づくりに向けて尽力いただきたい。

【3 四季彩祭実行委員会について】

町長が四季彩祭実行委員会の会長に就任していることについて、四季彩祭実行委員会規約第8条には「会長及び幹事は総会において選出する」と規定されていることから、選出された以上、就任することに問題はなく、また、実行委員会の在り方については、どのような事業を実施するかについて、実行委員会側で提案してもらうこととしていると伺っている。

思うに、事業等を実施する場合において、具体の中身を各種団体が人的資源等を出し合って実行委員会を結成し、実行委員会が主催者となって運営していくことが望ましい。本来、参画した委員が広く様々な意見を出し合う実行委員会において、予算執行権限を有する行政がその中に入ることで、行政の考え方が多分に影響を与えてしまい、良い案件や方策が削ぎ落されてしまう等の制限を課すことに繋がるのではないかと懸念される。そもそも、町長が実行委員会に参画するとなれば、会長に推挙されることは容易に想像ができる。そうすると、実行委員会の趣旨は活かしにくいことになる。以上のことから、改めて四季彩祭実行委員会の在り方について再考いただきたい。

【4 庁舎の耐震工事について】

本庁舎耐震工事に係る追加の変更契約理由として、一点目は足場・耐力壁の増設工事に伴う外部足場を、工期の短縮効果がある足場に変更したこと、二点目はトイレ改修工事の内装改修が主なものとなり、議場の耐震補強でコア抜き箇所が増加、その他の改修工事として不用品、ロッカー等の廃棄、クラック等の補修、一階事務室のOAフロアを採用したものと伺っている。

また、工事費用が増額しているにも関わらず工期が一カ月短縮された理由として、一点目は本来、足場については施行箇所ごとに設置するが、それを一体化することで、どの工事にも使えるよう変更したことにより工事が容易になったこと、二点目は土日については、基本的に工事を入れていなかったが、音の鳴らない工事等は職員が監督として入り土日にも実施したこと、三点目は当初材料が入荷に時間を要する見込みであったがスムーズに入荷したことにより、工期の短縮に繋がったとのこ

とであった。

なお、フロア内が壁で分断されたこと、OAフロアを設置したことに伴いカウンターが一段高くなったことにより、職員の顔が確認しづらくなったと町民の方から聞いている。それについては、仕事の仕方や挨拶を心がけることで簡単に解消できることなので、絶えず意識を持ってほしい。

【5 令和3年6月の出納状況について】

補助金に係る支出処理について、担当者から急ぎで振り込みしてほしい旨の依頼を受け、なるべく希望に沿いたい気持ちから決裁前に処理を進めてしまったことによる二重払いであったと伺っている。

本件については好意的に行った事象であるが、従来から指摘しているように根拠書類を整え決裁を取った上で、適正な事務処理をお願いしたい。責任と役割を弁え、時には厳しく対応することで、自分自身を守るとともに職員の成長を促すことになることを今一度、認識いただきたい。

以 上